

瀬戸内市発注工事における現場代理人の取扱いに係る、よくある質問（FAQ）

《Q1》

今回の「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」（以下「お知らせ」という。）による取扱いは、いつから実施されるのですか。

《A1》

今回のお知らせによる現場代理人の取扱いについては、平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事から実施することとしています。従って、平成 25 年 5 月 31 日以前の入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行った工事については、このお知らせは適用されませんので、特に兼務の取扱いについてはご注意ください。

《Q2》

現場代理人を兼務しようとする場合以外でも「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要なのでしょうか。

《A2》

工事の適正な施工体制を確保するため、平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事から、現場代理人の兼務の有無にかかわらず、すべての工事の現場代理人について、請負者との「直接的かつ恒常的な雇用関係」を求めることとしています。

《Q3》

現場代理人の資格要件である「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、どのような雇用関係をいうのでしょうか。

《A3》

現場代理人は、当該請負契約の履行にあたり受注者（社長等代表者）の代理人としておかれるものであることから、瀬戸内市の発注する工事においては、建設業法により工事現場に配置しなければならない技術者と同様な「直接的かつ恒常的な雇用関係」を求めることとしています。（なお、技術者としての資格や 3 ヶ月以上の雇用まで求めているものではありません。）

従って、平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事については、出向契約による社員、いわゆるパートタイマー・アルバイト社員は瀬戸内市発注工事の現場代理人にはなれません。

《Q4》

直接的かつ恒常的な雇用関係をどのようにして確認するのですか。

《A4》

契約締結時に健康保険被保険者証の写し等を求め、確認することとしています。

《Q5》

資格要件（直接的かつ恒常的な雇用関係）を満たさない場合は、どうなるのでしょうか。

《A5》

現場代理人が資格要件を満たさない場合は、現場代理人としての配置が認められません。従って、資格要件を満たす他の者を配置していただくことになります。

なお、資格要件を満たす者を現場代理人として配置できない場合には、契約を締結することができません。

《Q6》

社員を雇用したばかりで、健康保険被保険者証の交付が間に合わず、写しの提出ができていないのですが、どうすればよいのでしょうか。

《A6》

年金事務所に提出した被保険者資格取得届の写しを契約締結時に提出するとともに、保険証が交付され次第、当該被保険者証の写しを提出してください。

《Q7》

営業所の専任技術者は、市工事の現場代理人になれないとのことですが、工事現場の主任技術者等として配置されている営業所の専任技術者であっても、当該配置工事現場の現場代理人になれないのですか。

《A7》

営業所の専任技術者は、すべての市発注工事について現場代理人として認めないこととします。

《Q8》

兼務しようとする工事は、すべて平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知工事又は随意契約のための見積書徴取を行う工事でなければいけないのですか。

《A8》

兼務しようとする全ての工事が平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行った工事でなければ、今回のお知らせによる兼務は認められません。

《Q9》

現場代理人の取扱いが緩和されるということですが、次の場合は、現場代理人の配置が認

められますか。

[既に従事中の工事]

〈工事1〉

当初請負金額 :1,000万円

場所 :瀬戸内市〇〇町

主任技術者 :甲

現場代理人 :丙

[今回現場代理人を配置しようとする工事]

〈工事2〉

当初請負金額 :1,000万円

場所 :瀬戸内市□□町

主任技術者 :乙

現場代理人 :甲

《A9》

今回のお知らせ以外の常駐緩和の取扱いについては認めていません。従って、上記例では、〈工事1〉主任技術者甲は、常駐を要する〈工事2〉の現場代理人になることができません。

《Q10》

「同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で瀬戸内市が認めるもの（諸経費調整対象工事）」とは、どのような工事をいうのですか。

《A10》

建設業法施行令第27条第2項に、「(略)密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施行するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。」と規定されており、この規定が適用され、同一の主任技術者又は監理技術者が一体的に管理することができる工事のことです。

なお、この工事については設計図書仕様書に「諸経費調整について」という欄に記載があり、その中で現場代理人の兼務についても認めています。

《Q11》

諸経費調整対象工事同士を兼務する場合は、件数や金額の制限はないのですか。

《A11》

特記仕様書において諸経費調整対象としている工事については、ひとつの工事現場として取り扱うこととしており、現場代理人の兼務にあたり、件数や金額の制限は設けていません。

《Q12》

諸経費調整対象工事と諸経費調整対象工事以外の工事を兼務しようとする場合に、諸経費調整対象工事はどう扱われるのですか。

《A12》

諸経費調整対象工事については、ひとつの工事現場とみなし、特記仕様書により現場代理人の兼務を認めていることから、この度の兼務にあたっては複数あっても1件の工事として取り扱うこととしています。ただし、諸経費調整後の請負金額の合計が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満の場合に限ります。

《Q13》

現在、市以外の工事に従事している現場代理人を市工事の現場代理人と兼務することはできませんが。

《A13》

国又は県が発注する工事に従事している現場代理人についても、国又は県が承諾し、今回のお知らせの要件を満たす場合は、兼務が可能です。従って、「現場代理人兼務届」の提出時に発注機関（県等）の「兼務承諾書」を添付してください。

なお、現場代理人の常駐緩和（兼務）の取扱いは、各発注機関（県等）にご確認ください。

《Q14》

現在、市の工事に従事している現場代理人を新たに国又は県の発注する工事の現場代理人と兼務することができますか。

《A14》

今回お知らせしている現場代理人の兼務要件を満たし、国又は県及び市が承諾する場合は、市の工事に従事している現場代理人を国又は県の発注する工事の現場代理人と兼務することは可能です。従って、当該市工事の監督員に「現場代理人兼務承諾申請書」を提出し、あらかじめ承諾を得てください。

なお、この承諾は、瀬戸内市における取扱いであり、現場代理人の常駐緩和（兼務）の取扱いは、各発注機関（県等）にご確認ください。

《Q15》

契約変更により増額となり、請負金額の合計が 2,500 万円以上となった場合は、どうなりますか。

《A15》

当初請負金額の合計が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）未満であれば、契約変更により増額となっても引き続き兼務は可能です。